

占領期における幼保関係をめぐる議論の展開

—雑誌『幼児の教育』の記事分析から—

織田 望美*

Discussions on the Relationship between Kindergartens and Day Nurseries in Occupied Japan:

An Analysis of “Youji no Kyoiku (Early Childhood Care and Education)” Magazine Articles

Nozomi ODA

abstract

The purpose of this study is to clarify characteristics and shifts of discussions on the relationship between kindergartens and day nurseries in occupied Japan. To achieve this goal, this study analyzed articles of “Youji no Kyoiku (Early Childhood Care and Education)”.

The result indicated that discussions can be classified into four stages: (1) From 1946 to the mid-1947, various groups of the society discussed actively about the relationship and unification of kindergartens and day nurseries. (2) From mid-1947 to 1948, as a result of the enactment of the School Education Law and Child Welfare Act, the ECCE system was divided into two distinct forms of institutions: kindergartens and day nurseries, but it was argued at the same time that educational contents of kindergartens and day nurseries should be similar. (3) In 1949, ministry officials reemphasized fundamental differences between kindergartens and day nurseries. (4) Likewise, after 1950, educators and experts started also look at some differences between kindergartens and day nurseries.

In conclusion, this study revealed that debates on the relationship between kindergartens and day nurseries in occupied Japan varied over time and varied depending on the status and influence of social groups involved.

Keywords: Occupied Japan, kindergarten, day nursery, unification, “Youji no Kyoiku (Early Childhood Care and Education)”

1. はじめに—問題と目的

日本における幼保二元制度は戦後占領下の 1947 年、学校教育法及び児童福祉法の制定を以て明確な法的根拠を伴い成立した¹。だが、幼稚園と保育所の関係（本稿では以下、幼保関係と呼ぶ）は「戦前から

キーワード：占領期、幼稚園、保育所、幼保一元化、『幼児の教育』

*お茶の水女子大学大学院博士課程

の懸案」（鷺谷, 1978: 43）であり²、「敗戦直後には、保育所業界からも幼稚園業界からも、強く、『一元化』が要望されていた」（鳥光, 2003: 119）という。実際、学校教育法や児童福祉法の制定に関する国会審議、それと並行して行われた教育刷新委員会の審議等においては繰り返し一元化の論議がなされており、戦後幼児教育の出発に際して「とくに、制度改革に当たって、幼稚園と保育所の両制度を一元化するということは最大の課題であった」（宍戸, 1989: 2）とされている。しかし、そうした関係者らの強い一元化要求にも関わらず、当時は実現されないままに終わり「その後の文部省・厚生省の保育政策は、幼・保一元化政策をとらず、幼・保の分離をおしすすめ、幼・保二元体制を強化、固定化して」（小澤, 1993: 9）いくこととなる。そして、幼稚園と保育所の関係を問う議論は以後今日まで、日本の保育・幼児教育制度をめぐる大きな争点であり続けている。

では、こうして幼保関係をめぐる制度・政策動向が大きく変容した占領期、それらをめぐる議論はどのように展開されていたのだろうか。戦後の幼保関係に関する議論は、これまで数々の先行研究によって検討してきた。それらの中心は、幼保二元制度の成立過程、すなわち、学校教育法及び児童福祉法の制定によって幼保二元体制が確立されるまでの議論を扱ったものである³。

一方、二元制度の成立後、すなわち学校教育法及び児童福祉法の制定後における幼保関係をめぐる議論について、従来の研究で行われてきたのは、制度の改変や行政関係者より示された見解等、政策レベルの分析を中心であった。二元制度成立後の幼保関係について、民間レベルでどのような議論がなされていたのかという点に言及した先行研究としては、久保（1980）や岡田（1980）が挙げられるが、これら両研究で扱われているのは、主に全国保育連合会における議論である。

以上の先行研究を踏まえ、本研究は占領期、雑誌『幼児の教育』に掲載された記事を分析対象として、当時そこで幼保関係をめぐる議論がどのように展開されていたのか、その特質と変容を明らかにすることを目的とする。特に、これまで多くの先行研究によって検討してきた幼保二元制度の成立過程に加え、それ以降の議論にも着目することで、二元制度の成立が一元化議論に与えた影響を含め、占領期全体を通じた幼保関係をめぐる議論の変化について検討していくことを課題とする。その際、保育実践者から省庁関係者まで、保育・幼児教育に携わるさまざまな人々が記事を寄せた同誌を対象とすることで、それぞれの立場からどのような主張がなされていたのか、執筆者の立場によって議論の内容に差異や共通性は認められるのかという点について検討を行う。

戦後 70 年近くを経過した今もなお、「戦後保育の出発に際し、どのような議論が展開され、実際の保育が作られていったのかについての歴史的検討は未だ不十分なままである」（宍戸, 2007: 120）とされ、とりわけ幼保関係をめぐる制度改革の動きが本格化する現在、幼保二元制度確立の原点である戦後占領期に立ち戻り、その議論の展開過程を検討することは、今日の幼保関係を考える上でも必要なことであると言えよう⁴。

2. 検討対象

先に述べたように、本研究の検討対象は占領期、雑誌『幼児の教育』に掲載された記事である。具体的には戦後 1946 年 10 月の復刊（第 45 卷 1 号）以降、1951 年 9 月の講和条約調印を受け、その誌上に独立が宣言された同年 11 月（第 50 卷 11 号）までの記事を対象とする。

雑誌『幼児の教育』は 1901 年、日本幼稚園協会の前身「フレーベル会」の機関誌として、『婦人と子ども』の名のもとに創刊された。当時「幼稚園教育の専門誌であると同時に家庭向けの育児雑誌」（浅井, 2012: 101）でもあった『婦人と子ども』は、その誌名を 1919 年『幼児教育』に、1923 年より現在の『幼児の教育』へと改変し、次第に「幼児教育の専門雑誌」（同上: 97）としての性格を強めていったとされている。こうして戦前「東京女子高等師範学校と附属幼稚園が、幼児教育の理論・方法の牽引・啓発役を

務めた時代」（浜口, 2011: 146）、その伝達媒体でもあったとされる同誌であるが、1944年12月、戦局の悪化と共に一時休刊へと追い込まれる。

戦後は終戦より一年余り経った後の1946年10月、編集機構の拡充強化と共に「わが国保育界全面にわたる共同機関紙」として復刊され（日本幼稚園協会, 1946: 32）、「従来より以上の有力な保育専門誌として終戦直後の保育界をリードした」（水野, 1975a: 197）とされている。

本研究が対象とする期間に刊行された各年毎の巻数、記事数とページ数の合計及び平均、価格帯は表1に示す通りである。この間基本的には月刊誌という形をとっていた『幼児の教育』であるが、表の示す通り毎月定期的に刊行されていたというわけではなく、その巻数には年によってばらつきがみられる。また記事数、ページ数に関しても、その年毎に若干の変動がみられ、記事数の平均は復刊直後の1946年に多く、それ以降は毎号平均7~8本となっている。ページ数に関しては次第に増加していく傾向が認められ、復刊直後、1946年には1巻平均32ページであったが、1951年には52ページとなっている。価格帯は復刊以降、一貫して上昇傾向にあった。

表1 占領期に刊行された雑誌『幼児の教育』の概要

刊行年	巻数	記事数（一巻あたりの平均）	総ページ数（一巻あたりの平均）	価格
1946年	3	33(11)	96(32)	2.5銭
1947年	10	79(8)	321(32)	3.5-10銭
1948年	10	69(7)	320(32)	10-20銭
1949年	10	72(7)	416(42)	20-45銭
1950年	12	97(8)	546(46)	30銭
1951年	11	82(7)	576(52)	30-55銭

このように巻数や記事数、ページ数等に若干の変動はみられるものの、この間欠巻はなく、現在すべての記事が閲覧可能である⁵。したがって、一つの限られた雑誌媒体ではあるが、本誌を通じて戦後の幼保関係をめぐる議論の一端について、縦断的に検討することができる。

また本研究において、特に占領期という時期に着目するのは、これまでの先行研究によって指摘してきたように、戦後日本の幼児教育改革に際して、占領国、特にアメリカからの影響は避けは通れない問題であると考えるためである⁶。実際この時期の誌上には、アメリカの幼児教育へと言及した記事が度々掲載されており⁷、占領下という特殊な状況において、その影響は看過できないものであったことがうかがえる。

以上より本研究では、占領期、雑誌『幼児の教育』に掲載された記事を対象に、当時の幼保関係をめぐる議論の展開について検討していくこととする。

3. 幼保関係に関する記事の位置づけ

ここでは具体的な記事内容の分析に入る前に、記事全体の中における幼保関係に関する記事の位置づけについて検討する。

まず占領期、雑誌『幼児の教育』に掲載された記事計432本を、執筆者の所属別に分類した⁸。執筆者の分類にあたっては、大学教授や研究所所員を「研究者」、実践現場の保育者を「保育実践者」、文部・厚生両省職員を「省庁関係者」、各種保育団体を「保育団体」、そして上記の分類にあてはまらない個人や編集部、また複数人による対談やシンポジウムの記録を「その他」とした。執筆者の所属別にみた各年

毎の記事数の推移を図1に、それぞれの執筆者の所属が全体に占める割合を図2に示す。

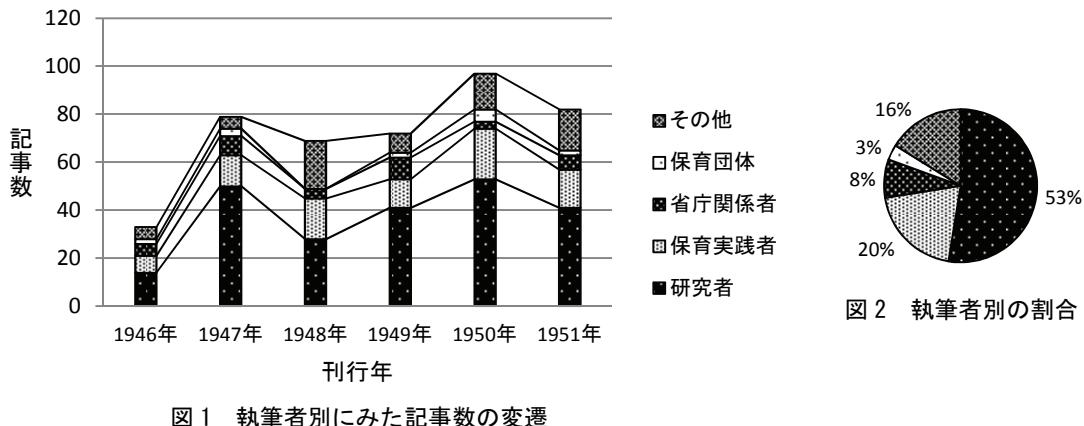


図1 執筆者別にみた記事数の変遷

ここから、占領期の雑誌『幼児の教育』に掲載された記事執筆者の特徴として、概ね以下のような傾向が明らかになった。まず、占領期中の雑誌『幼児の教育』に掲載された記事の執筆者として、最も多くみられたのは研究者であり、全体の約半数を占めていた⁹。続いて多くみられたのは保育実践者であり、全体の2割を占めていた。省庁関係者による記事の割合は、1割弱であった。最後に、最も少ない保育団体は3%であった。そしてこのような傾向は、占領期を通して大きく変化することなく、一定の傾向を保っていた。

続いて上に示した記事の中から、特に幼保関係への言及がなされた記事を抽出した。ここで幼保関係への言及がなされた記事とは、幼稚園と保育所との関係について、何らかの言及がなされている記事を指す。すなわち、幼稚園、保育所という名称が単に併記されているのみでは、幼保関係に言及された記事には含まれないものとした。一方、幼稚園あるいは保育所、名前が挙げられているのはどちらかののみであっても、明らかに他方の存在を指し示す言葉が含まれ、両者の関係性に言及していると認められるものに関しては、幼保関係への言及がなされた記事に含むものとした。この結果、幼保関係への言及がなされた記事の合計は計39本であり、占領期、雑誌『幼児の教育』に掲載された記事全体の約1割を占めていた¹⁰。これらの記事の各年毎の推移、及びその記事全体に占める割合を示したのが図3である。

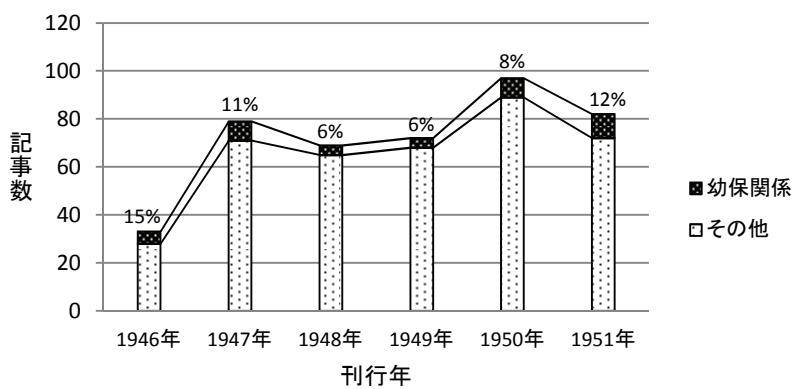


図3 幼保関係に関する記事数の変遷

これによれば、幼保関係に関する記事は特に復刊直後に多く、最も多い1946年は15%を占めていた。一方1940年代後半には、一時減少していく傾向が認められ、最も少ない1948年及び1949年には6%であった。このように、年によって多少の変動はあるものの、幼保関係に関する記事は占領期間中一貫して、『幼児の教育』誌上に取り上げられていたということが明らかになった。

次に、さらにここで得られた幼保関係に関する記事に焦点を当て、それらを執筆者の所属別に整理した。

執筆者の所属別にみた、幼保関係に関する記事の推移を図4に、またそれぞれの執筆者の所属が、幼保関係に関する記事全体に占める割合を図5に示す。

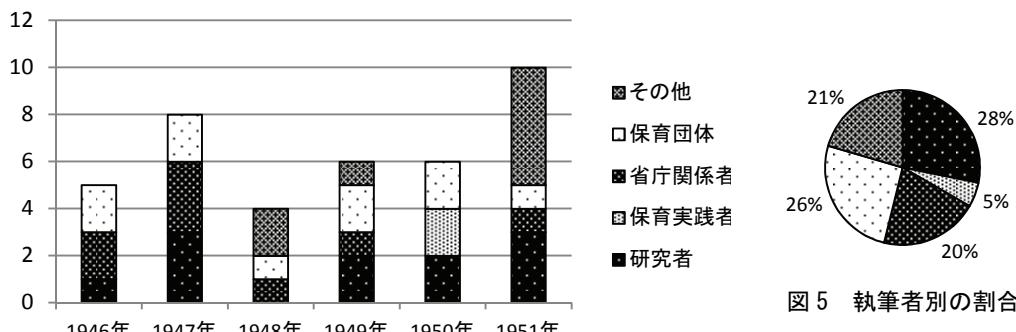


図4 執筆者別にみた幼保関係に関する記事数の変遷

これを先に得られた結果と比較してみると、それぞれの執筆者毎に概ね以下の傾向が明らかになった。

まず、『幼児の教育』に掲載された記事全体に占める割合は1割に満たなかった省庁関係者による記事が、幼保関係に関する記事に焦点を当ててみると、その2割を占めるまでに増加している。だが、その記事数には時期による変動がみられ、省庁関係者によって記された幼保関係に関する記事は、特に復刊直後の1946年、1947年に偏っていた。

次に、同じく記事全体に占める割合はわずか3%であった保育団体が、幼保関係へと言及された記事に限定してみると4分の1と、その割合が大幅に増加している。さらに、保育団体による幼保関係に関する記事は、年による変動なく、この間一貫して一定数を保ち続けていた。

一方で、これらとは対照的に、記事全体に占める割合は半数を占めていた研究者が、幼保関係へと言及された記事に焦点を当ててみると3割弱と、その割合が大きく減少している。とはいえ、これら研究者によって記された幼保関係に関する記事の数は計11本と最も多く、占領期を通して一定数を維持していた。

また、記事全体に占める割合は2割を占めていた保育実践者による記事も同様に、幼保関係へと言及された記事に限定してみると5%と大幅に減少し、さらにその割合は最も低くなっていた。

最後に、特に1951年に多くみられたその他の内訳であるが、対談の記録が2本、シンポジウム記録が2本、そして編集部による記事や大会記録・報告が4本であった。

以上、占領期中に刊行された雑誌『幼児の教育』掲載の記事、及びそのうち幼保関係への言及がなされた記事について、執筆者の所属別に整理し、その特徴を明らかにした。ここから、記事全体に占める執筆者の割合と、幼保関係に関する記事の執筆者の割合とは、単純に同じ傾向を示すのではなく、両者の間にはずれがみられるということが明らかになった。具体的には、記事全体に占める割合に比べ、幼保関係に関する記事の割合が高い傾向にあったのは、省庁関係者及び保育団体であり、逆に幼保関係に関する記事の割合が低い傾向にあったのは、研究者及び保育実践者であった。

これらを踏まえ続いては、幼保関係へと言及された記事に焦点を当て、その具体的な記事内容の分析を通して、占領期における幼保関係をめぐる議論の展開について検討していくこととする。

4. 幼保関係をめぐる議論の展開

先の結果を踏まえ、ここでは主に研究者、省庁関係者、そして保育実践者や保育団体等、現場に近い関係者による議論の特質及びその変容に着目しつつ、占領期における幼保関係をめぐる議論の展開について検討していくこととする。以下、その内容に基づき1946年～1947年前半、1947年後半～1948年、1949

年、そして 1950 年以降という 4 つの時期に区分し、それぞれの時期における議論の特徴を明らかにしていく。なお、以下では先に幼保関係に言及した記事には含まれなかつたものに関しても、その内容に応じて適宣言していくこととする。

(1) 幼保一元化要求の高まり：1946 年～1947 年前半

先の結果にみられたように、戦後 1946 年 10 月の復刊以降 1947 年にかけては、『幼児の教育』誌上に幼保関係へと言及した記事が多数掲載され、保育実践者や各保育団体、倉橋惣三をはじめとする研究者、そして文部・厚生両省関係者まで、広い範囲で幼保一元化へ向けた議論が活発になされていた。

特にこの時期目立つのは、保育団体より提出された改革案にみられる幼保一元化構想である。たとえば 1947 年 5 月号には、関西連合保育会と全日本保育連盟が共同でまとめた「幼児保育施設の整備拡充に関する建議案」が掲載されている¹¹。その幼保関係に関連する部分を示せば以下の通りである¹²。

我が国現在の幼児保育施設は、教育施設として文部省所管の幼稚園と社会施設として厚生省管下の託児所とに二分されています。元来殆ど同年齢の幼児が別々の施設で保育されていることは民主的でないと思いますし、又漸く幼児期を超えたばかりの幼児と国民学校就学期に当る幼児とでは、その保育方法も整備も、決して同一であり得ないことは明確であります。その年齢に応じて、それぞれ最善の教育保護を行うべきであり、この観点から次の如く年齢による組織化、再編成の必要があると存じます。

- (一) 四歳以上国民学校就学の始期に達するまでの幼児を保育する施設は、これを幼稚園と称し文部省が所管すること
- (二) 四歳未満の乳幼児を保育する施設は、これを託児所保育所と称し、厚生省が所管すること
(1947.05 : 21)

このように、ここでは「その年齢に応じて、それぞれ最善の教育保護を行うべき」との観点から、4 歳を区切りとした「幼児保育施設の年齢による再編成」が提案されている。

さらにこうした保育団体による改革案に加え、当時幼保一元化を推進する立場を同誌上で明らかにしていたのが研究者らである。東京女子高等師範学校教授であり、当時『幼児の教育』の編集主幹を務めていた倉橋惣三は、1946 年 12 月号に掲載された「幼児保護と幼児教育」と題する記事の中、「幼児保育施設における保護と教育の融合性」(1946.12 : 3)、すなわち「保護」と「教育」統一の立場を明らかにし、「教育事業たる以上は二元的でなく一元的であることを必然とする」と、幼保一元化の必要性を主張する。

また翌 1947 年 2 月号においては、奈良女子高等師範学校教授であった小川正通が、次のように就学前二年の保育一元化を推進する立場を示している。

一体、幼稚園と託児所との二元的現状は、その必要性が史的にはあったのであるが、階級的、反民主的であることに異論はあるまい。前者は教育施設、後者は社会施設というも、内容的には大差あるものではなくて来た。したがって就学前二年の保育は、これを一元化し、将来、少くとも就学前一年の保育義務制を施行すべきことを目標にせられたい。文部省と厚生省とが、大乗的見地から協調することを切望する。(1947.02 : 5)

以上のように戦後の復刊以降、1947 年 4 月に学校教育法が制定される頃までの間は、保育団体及び研究者による幼保一元化を求める声が、『幼児の教育』誌上に多数取り上げられていた。特に、満 3 歳もしく

は4歳で区切り、年齢別で幼保の所管を統一するという具体的な構想がなされていたことは注目される。つまり、この間幼稚園と保育所の一元化は、単に将来的に目指すべき理想として掲げられていたわけではなく、その実現へ向け具体的な方途の検討がなされていたのである。

これら保育団体や研究者に加えて、当時の保育実践者による一元化要求をうかがい知ることができるが、1946年11月号掲載、「保母は何を望むか」と題する保育者への質問紙調査の結果である。本調査は「この時期に、社会的国家的に重要な、しかもその重要さを十分に認識されない保育事業に従事なさっている保母達は、如何に生活し、何を考え、何を望んでいるでせうか」(1946.02:18)として、1946年7月、日本保育研究会主催の保育協議会へ出席した保母を対象に実施されたものである。ここでは、保母が「国家社会に望む事柄」として第一に「幼稚園、保育所の一元化」が挙げられており、この時期幼稚園と保育所、それぞれの現場で日々児童の保育にあたる保育実践者からも、その一元化が希求されていた様子が読み取れる。

他方で、こうした幼保一元化を推進する姿勢とは対照的に、年齢別で幼保の所管を分けることに対して消極的な姿勢を示していたのは省庁関係者である。厚生省民生局保育課の副島ハマは、「児童保育施設は幼稚園であれ、託児所であれ、同様な教育内容をもたなければならぬ」(1947.04:18)と、その教育内容の共通性を指摘し、さらに「私達は児童教育者として、長年、幼稚園、託児所の一元化を願つてきました」と述べる。しかし、副島は年齢別に所管を区切る案について、以下のような理由から退けている。

然し、尚多くの問題が残されていないわけではありません。それは満四歳（或は三歳）を限度として、両省所管を別にすることもいいと思われますが、今のような社会情勢では、現在日本の児童保育は全然文部省の教育的立場からばかり扱い得ないもの、即ち保護の対象になる家庭の児童達を収容する施設がどうしても必要であり、却ってそうした施設が社会的にはっきり浮び出ることになれば、その施設の児童達は現在以上にはっきり差別的を感じをもって見られ、扱われる結果となり、それは現在より更に面白くない状態になるだろうと予想されます。

副島によれば、「現在日本の児童保育」を担う施設として、教育的見地に立つ幼稚園のみでは不十分であり、「保護の対象になる家庭の児童達を収容する施設」、つまり厚生省所管の保育所がどうしても必要だという。したがって、幼稚園・保育所の関係は現在のまま、両立させていく旨を示し、「お互いに自重し、励まし合って期会の為に、益々精進したいものである」と結んでいる。

また文部省教育研修所所員、三木安正も1946年12月号の中、「保育所の所管を文部省へ移せということではない」(1946.12:7)、「保育施設のあるものは厚生省によって助成してもらってよいし、その他のものによって設立せられてもよい」と、幼保の所管は従来通り、別個に取り扱っていく旨を示している。

このように、省庁関係者は戦後の復刊直後より、その制度上の一元化に対しては消極的な姿勢であったことが読み取れる。先にみた保育団体や研究者、保育実践者と比べて、こうした省庁関係者の姿勢は対照的であり、注目されよう。学校教育法や児童福祉法の制定以前、言い換えれば幼保の制度上の区分が未だ明確でなく、その関係調整も比較的容易に成し得たであろうこの時期から、その後の法制定に際して決定的な役割を果たす省庁関係者が、両者の一元化に対して消極的な姿勢を示していたのである。

以上のように、所管の問題をいかに扱うかという点に関して意見の相違はみられるものの、この時期幼保一元化の理念それ自体に対する否定的見解は認められなかった。総じて、戦後の復刊以降、1947年に学校教育法が制定される頃までの間は、幼保一元化の議論が『児童の教育』誌上に多数取りあげられ、所管の問題を含めた幼保関係をめぐる具体的な議論が、現場レベルから国レベルまで、広い範囲で活発になされた時期と捉えることが出来よう。

(2) 二元制度の成立と教育内容における幼保の接近：1947年後半～1948年

先に述べたように、戦後各方面において幼保一元化の議論が活発になされるも、その制度上の一元化は実ることなく 1947 年 3 月、学校教育法制定の運びとなる。これによって幼稚園は、それまでの家庭教育の補助機関から正規の教育機関へと、その独自の性格が明確にされることとなった¹³。以下、こうして両者の制度上の区分が明確となった後における、幼保関係をめぐる議論についてみていくこととする。

まず、その後も幼保二元体制を問題視する姿勢を示し続けていたのは現場に近い保育団体である。1947 年 6 月に創立された東京都保育連合会¹⁴は、幼稚園と託児所との関係をめぐる問題が残されたまま学校教育法が制定されたことに対して、以下のように否定的な見解を示している。

同じ年齢の同じ日本の児童であり乍ら一方は家庭が裕福であるが故に、教育的施設としての幼稚園に入園し、一方は家庭が貧困であるからとて社会事業の対象たる託児所に収容すると云うことの面白からざることについては保育関係者のひとしく不合理性を感じその合同を叫んできたのであるが残念乍ら今日まで、文部省と厚生省の所管から離れることが出来なかつた。（1947.07 : 7）

また、制度上の一元化が実現されなかつたことに対してこのように直接的な批判を表明するものとは異なるが、1947 年 11 月に開催された第 1 回全国保育大会¹⁵においては、「幼稚園保育所統合に関する件」という議題のもと、以下のような提案がなされている。

幼稚園保育所の統合の意見は長い年月に亘っての問題故、既に尽されているが、私共は児童觀からこの二つの見方を無くしたい。

一元化は足下の問題であって、何とかして新保育法も児童福祉法も生かし、それから文部省も厚生省も今のままで出来ないであろうか。文部省は保育内容方面を指導し、厚生省は文部省の予算を移して、連営として、予算とか保母の身分保障の面をやる。幼稚園と保育所の差は、只、園育時間の差だけと思う。保育の内容も、相手の子どもも同じである。文部厚生互いに縛張りを止め暫定的に今まま、並立のままで、一元化は出来ないものであろうか？（1948.02 : 23）

ここでは「新保育法も児童福祉法も生かし、それから文部省も厚生省も今のまま」、何とか幼保一元化を実現できないかと、その方途が模索されている様子がうかがえる。このように、保育現場に近い関係者らの間では、学校教育法の制定によって幼保の制度上の差異が明らかにされた後にも、引き続きその一元化へ向けた議論が続けられていたのである。

一方で、学校教育法に幼稚園が規定され児童福祉法案の審議も進む中、これまで具体的な幼保一元化案を主張してきた研究者らの間に、以前とは異なる主旨の意見がみられるようになってくる。以下に示すのは、教育基本法及び学校教育法の制定を受け、1947 年 5 月から 6 月にかけて都内幼稚園・保育所関係者向けに行われた講習会における、倉橋惣三の発言である。

第 3 条は教育機会の均等について述べてある。憲法に基づいて人間は皆平等である、教育を受くるの権利に於ても平等である、故に幼稚園の教育も、すべての幼児に一元の義務教育としてなされてよい筈である。しかしこれは制度上の事であるから多くは言わないとして、私のここで云いたいのは、萬一、せっかく幼児を集めながらその教育に差別があつてはならぬことである。¹⁶（1947.07 : 26）

ここで倉橋は、幼稚園の教育について、理念的には「すべての幼児に一元の義務教育としてなされてよ

い筈である」としつつも、そうした「制度上の事」に対する言及はあえて避け、「私のここで云いたいのは、萬一、せっかく幼児を集めながらその教育に差別があつてはならぬことである」と述べる。すなわち、ここでは同じ「幼児を集め」その教育を行う保育所の存在が示唆されつつ、制度上の差はともあれ、その教育内容が共通に行われることの重要性が主張されているものと考えられる。

こうして幼保二元体制が成立されて以降、それ以前には年齢別一元化案を主張していた研究者の間にも、そのような声はみられなくなり、代わりに教育内容における両者の共通性が重視されるようになっていく。

さらにこの時期、先には所管の統一に対して消極的な姿勢を示していた省庁関係者からも、以下のように幼保の関係を積極的に接近させる方向が明確に示される。「学校教育法に幼稚園が規定せられる迄」と題する記事の中、同法における幼稚園規定について説明した文部事務官、中谷千蔵は「『保育指導要領』は託児所職員にも幼児教育関係者にも役立つように留保しつつ進行させて居る故、従来より緊密な関係が生ずるであろう」(1947.07 : 10)と述べる¹⁷。

また児童福祉法公布を間近に控えた1947年12月号には、厚生省児童局養護課長、松崎芳伸が、「保育所と幼稚園」と題する次のような記事を寄せている。

保育というのは、保護育成のことであり、それは、必ずしも学校教育法にいう学校教育と同じであることを要求していない。児童福祉法案の保育所は、あくまで右の労働婦人の第一の期待に添おうと努めているのである。しかし、幼稚園という就学前児童の理想教育がなされることが、保育所の人的物理的施設において可能であるならば、そうされることは、極めて望ましい。その場合は、第一の期待において保育所であり、第二の期待において幼稚園である。現実の問題として、児童福祉法案で保育所としての認可をとった施設は、学校教育法で幼稚園としての認可をもとり、○○保育所と○○幼稚園との二枚看板をかけることを少しも妨げるものではない。それは、第二の期待を主として設立された幼稚園が、労働婦人がその労働を終えて自宅に帰るまでその児童を預かるという実態をもつことによって、保育所としての認可を受けることを妨げないのと同様である。¹⁸ (1947.12 : 7-8)

ここで松崎は、「労働婦人の解放」という観点から幼保の相違を論ずる一方、「幼稚園という就学前児童の理想的教育がなされることが、保育所の人的物理的施設において可能であるならば、そうされることは、極めて望ましい」として、「幼稚園と保育所の二枚看板をかけないこと」、すなわち幼保二枚看板論を提示している。ここには、制度上の一元化実現には至らなかったものの、教育内容の面において、両者の接近を積極的に図っていこうとする省庁関係者の姿勢がうかがえよう¹⁹。

以上、学校教育法および児童福祉法の制定後、すなわち幼保の制度上の二元体制が成立されて以降における、幼保関係をめぐる議論について検討してきた。ここから、この間保育現場に近い関係者を中心に、依然一元化の模索が続けられる一方で、それ以前には一元化を主張してきた研究者の間に、制度上の一元化を求める声はみられなくなったことが明らかになった。そしてこうした研究者、及び省庁関係者からは、現行の二元体制はそのままに、教育内容の側面において両者を接近させていく方向性が示されていた。

つまり、これまでの先行研究で指摘してきた通り、二つの法律により幼保が完全に二元化された後にも、「一元化への動きは依然として消え去って」(岡田, 1980b : 437) おらず、両者の関係を問う議論が続けられていたという事実を、本研究においても確認することができた。ただ、理念的には同じ一元化的方向でありながらも、その具体的な議論の内容に関しては、執筆者の立場によって相違が認められた。すなわち幼保二元制度の成立以降、省庁関係者や研究者はその二元体制を前提に、「たとえ制度は二本立てで」(加藤, 1995 : 154) あっても、「そこで展開される保育内容には共通性をもたせる方向」(同上)を示す一方、保育実践者や保育団体等、現場に近い関係者からは、依然幼保二元体制を問題視し、その改善を求める姿勢が示されていたのである。

(3) 省庁関係者に顕著な幼保の差異化：1949年代

ここまで、所管の問題をいかに扱うか、どのような形で一元化を実現していくかという点に関して、それぞれの立場から異なる意見が出されながらも、戦後一貫して両者接近の方向でなされてきた幼保関係をめぐる議論に、1949年以降変化がみられるようになる。すなわち、以前には幼保を接近させていく方向を示していた省庁関係者から、互いの差異を強調するような姿勢がみられるようになるのである。

1949年4月号には、厚生省保育課、副島ハマによって記された「児童福祉法における保育所の意義」と題する記事が掲載されている。これは直接幼保関係への言及を行ったものではないが、この時期の幼保関係を考える上で示唆的な内容を含んでいる。ここで副島は「現在社会が保育所を要求している理由」(1949.04:15)、すなわち、社会における保育所の存在意義について説明した後、「保育所こそ現在の我が国に一番大切な児童福祉事業である」と、幼稚園と保育所との関係、あるいは保育所における「教育」については一切言及しないまま、「児童福祉事業」としての保育所の重要性を強調する。

一方で、文部省事務官の玉越三朗は同年10月、「法的に見た幼稚園の姿：教育機関としての幼稚園」と題する記事の中、幼稚園の「学校」としての独自性について次のように述べる。

教育はあらゆる機会に、あらゆる場所において行われ、その教育としての機能を備えている集団や社会は、世にはいろいろあるが「学校」と名づけられる施設のように特別に教育のみの目的のために設けられた機関は他にはない。他の集団や社会は何れも「教育」それ自体を目的とせず、他の目的の手段として扱っているにすぎない。それがために学校には他の施設とは異った「教育」に対する周到な計画とたえざる反復と継続がある。ここが「学校」の教育機関としての特色である。(1949.10:9)

このように、文部省の玉越は、先に挙げた厚生省の副島とは対照的に、「保育」という言葉を一切用いず「教育」の語を繰り返し、本記事の主題に示されている通り「教育機関としての幼稚園」の重要性を強調する。

ここで注目されるのは、副島にしても玉越にても、いずれもそれぞれ保育所あるいは幼稚園のみへと言及し、互いの存在には一切触れていないということである。このことは、他方に言及しないままに自らの独自性、つまりそれぞの福祉施設、あるいは教育施設としての重要性を強調することで、間接的にその差異を強調しているものと考えられる。特に玉越に関しては、続けて「幼稚園が学校である以上、同じ幼児を対象としている施設であっても、『教育』を手段としているものは幼稚園ではない」と、間接的に「同じ幼児を対象としている施設」、すなわち保育所の存在を示唆しつつ、それとの差別化を図ろうとしているものとも読み取ることができる。

こうした両者の発言が、どれほど互いの存在を意識した上でなされたものだったのかという点に関しては、より詳細な検討が必要となろう。だがいずれにしても、それまで当然のごとく併記し語られてきた幼稚園と保育所が、ここでそれぞれ別個に取り上げられ、そしてそれぞれの独自性が語られているということ自体、この時期の幼保関係を考える上で少なからぬ意味を持っていると考えられる。

こうした議論の一方で、なお幼保関係の模索を続けていたのは、保育現場に近い関係者らである。1949年2月開催の全国師範学校附属幼稚園主事協議会においては、幼保間の関係が議論される中、「幼稚園と保育所が対立して居るのが支障となって困る」(1949.05:14)という声が挙げられている。また同年7月開催、第3回全国保育大会においては、宮城県の幼稚園長より「幼稚園・保育所の一元的運営の実際について」(1949.09:22)という研究発表がなされたことが報告されている。このように、実践現場の関係者からは、この時期も依然幼保関係が問題視され、その関係改善や調整へ向けた議論が続けられていたのである。

他方、研究者からは、この時期も先と同じく現行の二元体制はそのままに、両者を共存させていく方向が示される。以下は 1949 年 8 月号掲載、倉橋惣三による「保育連合の真義」と題する記事の一部である。

幼稚園と保育所とについて、一元二元の論議がある。速に宜しきにつく必要があるが、いづれにしても、日本の幼児の保育の完成への共同である。日本の幼児の保育はどうあるべきかの完極を、共に共に相図ると共に在るがままの段階においては、助けあわなければならない。理論はとにかく、今日現に両つの施設が相携えて日本の幼児の保育をしているのである。各々その充実を念じあわざにいらっしゃれない。仮りにも一方的な偏見を立てたり、況んや、互におかしあったりすることは、同じ保育者として心なき至りである。絶対の批判は客観的に高所からのことで、何の彼と批難しあったりすることは、狭隘を超えて愚昧である。（1949.08 : 6）

ここでは「幼稚園と保育所とについて、一元二元の論議がある」と、その問題に触れつつも、両者ともに「日本の幼児の保育の完成」という同じ目的へ向かう同志であると、幼保共同の必要性が述べられている。

以上のように、1949 年代における省庁関係者、そして特に現場関係者との間にみられる議論は対照的である。省庁関係者からは幼保の差異が強調され、両者の離反が図られるような傾向がみられたのに対し、現場に近い関係者からは、依然その関係改善へ向けた模索が続けられていた。

先行研究では、幼保関係が一度制度化されるとその後「行政的には、制度の相違を踏み台にして、機能的にも相異なるものであることが、一貫して強調される方向に動く」（宍戸、1989 : 28）という指摘がなされてきたが、この『幼児の教育』誌上にみられた省庁関係者による議論の変容は、まさにその指摘を体現しているものと言えよう。だが、こうした議論の背景で、実践現場の関係者によって幼保関係の模索が続けられていたこともまた事実であり、ここから一元的には集約出来ない、当時の幼保関係をめぐる議論の根深さがうかがえよう。

(4) 実践関係者及び研究者による幼保の相違への着目：1950 年以降

上述のように 1949 年代、それまでの幼保接近の方向から、一転して両者を離反させる方向へと、省庁関係者の間で大きな変容のみられた幼保関係をめぐる議論であるが、1950 年代に入った頃から、そこにはさらなる変化が認められるようになる。

まず、1940 年代『幼児の教育』誌上で、幼保関係に関する意見を活発に表明し続けてきた省庁関係者であるが、1950 年以降、同誌上における幼保関係への言及はほとんどみられなくなる。さらに、そのわずかになされた議論の中にも、幼保関係に対する具体的な提言は認められない。

たとえば 1951 年 11 月号には、文部省調査普及局調査課、村上米子が国内の幼児教育施設の分布状況を調査した結果を報告している。本報告は将来において、「幼稚園と保育所の関係がもっと合理化されねばならぬとすれば、その場合の問題所在について何等かの示唆を与えるのではないか」（1951.11 : 4）として、「各府県における幼稚園と保育所の状況」等について報告を行ったものである。だが結果的には、「就学前児童にとって、児童福祉施設で事足りるか、又教育施設であらねばならぬかは、単に関係当局、各府県の熟意、態度、又は一方的見解では解決すべきではないであろう」と、幼保の関係はある程度問題視されつつも、その「合理化」へ向けた具体的な提言は何ら行われないままとなっている。

一方で、これまで一貫して幼保の共通性を重視する立場から、その関係模索を続けてきた実践関係者や研究者らの間に、この時期両者の相違へと積極的に目を向ける姿勢がみられるようになる。

たとえば 1950 年 3 月号には、東京都保育連合会委員長、松石治子の記した記事が掲載されている。こ

こでは、同会で取り組んでいる新しい幼児教育のカリキュラム立案にあたって、「幼稚園と保育所の生活内容の相違はどう表示するか」（1950.03 : 31）という点について協議した結果、「幼稚園と保育所の生活内容は勿論同じ事も」あるものの、「目的が異なる以上そこに差異が出来るのは当然で、幼稚園は教育の部面を多くとり入れ、保育所は生活指導の部面を強調することに定めました」と、幼保の相違を踏まえた上で、それぞれに適したカリキュラムの作成が行われたことが報告されている。

また 1951 年 8 月号には、同月開催予定の第 5 回全国連合保育大会へ向け、倉橋惣三の記した以下のよき記事が掲載されている。

部会が幼稚園、保育所の各分科に分れて、学校教育法によるものと、児童福祉法によるものと、その運営の討議にも、その方法の研究にも、各々その適切成果が予期せらるるのは素よりである。しかし、この分科会は、それぞれ独立のものである以上に、全保育連大会のうちのものである限り、施設としての各自の差異を自認すると共に、幼児保育の精神における共通を確認し、その差を以て相協力し、その差異を以て相合する、眞に日本の幼児のためのものである連合の大道を明らかにするのでなければなるまい。（1951.08 : 2）

ここでは、幼保の「幼児保育の精神における共通」が強調される一方、「施設としての各自の差異を自認」したうえで、「その差を以て相協力し、その差異を以て相合する」必要があると、両者の相違をその共同という観点から積極的に捉えてく姿勢が示されている。

そして、こうした 1950 年代における幼保関係をめぐる議論の変容の意味について検討するうえで、示唆的な結果を示しているのが、1951 年 9 月号に掲載された「幼児保育施設一元化問題共同研究報告」である。本記事は「多年保育関係者の間における懸案となって居り、保育関係の会合の度に問題とされてきた」（1951.09 : 28）幼児保育施設一元化問題について、日本保育学会が主体となり、全国の幼稚園・保育所職員等、保育実践者を中心とした現場に近い関係者を対象に行われた意見調査の報告である²⁰。

この調査結果の概要は、「全体としては一元化の方向に向いているが、現在の学校教育法と児童福祉法との二元的現実に対して、どのような対策をとるべきかということは全然別の問題として考えられなければならない」という一文に要約されている。さらにその結果の詳細な内訳をみると、保育内容に関して、制度上の一元化が実現された場合には同一の取扱いがなされることが望ましいとされる一方で、制度が二元的であるならば、その保育内容も別個に取り扱われる事が望ましいされる結果となっていることが読み取れる。つまり、ここでは多くの保育関係者らが制度上の一元化を理想としつつも、制度の一元化が実現されないならば、その保育内容も別個に取り扱うべきとの見解を示しているのである。

ここには、1950 年代以降における議論の変容、すなわち保育現場関係者や研究者の間で幼保関係は絶えず議論され続けながらも、その内容は以前のように両者の共通性を主張しその接近を図るものではなく、互いの相違へと積極的に目を向けるものへと変化していったことの意味が、象徴的に表れていると考えられる。

先行研究によれば、1950 年以降は保育・幼児教育政策が、両者の「相違点を強調するようになって」（加藤、1995 : 156）といったとされる時期である。具体的には、1950 年 9 月、厚生省が『保育所運営要領』を発行した一方、翌年 5 月に文部省が『幼稚園教育要領』編集委員会発足を発足させたことで、それまで幼保に共通の基準として用いられてきた『保育要領』から決別することになる²¹。さらに 1951 年 6 月には、児童福祉法第 5 次改正により「保育に欠ける」の文言が挿入され、保育所の幼稚園とは根本的に異なる役割と目的が明確化された²²。

このように、その政策上の取扱いにおいて次第に幼保の溝が広がっていく中、両者の一元化はあるべき理想として共有されつつも、現実的にその実現は困難であり、結果的にこの間の議論は既存の二元体制を

踏まえたうえで、両者の相違へと着目するものが中心となっていましたと考えられるのである。

5. おわりに一まとめと今後の課題

本研究では雑誌『幼児の教育』に掲載された記事の分析を通して、占領期における幼保関係をめぐる議論の展開について検討してきた。ここから明らかになった点は以下の通りである。

まず戦後1946年の復刊以降、1947年に学校教育法が制定される頃までの間は、『幼児の教育』誌上に幼保一元化の議論が多数取り上げられ、所管の問題を含めた幼保関係に関する具体的な議論が、保育実践者から保育団体、研究者、そして省庁関係者まで、広い範囲で活発になされていた。その所管の取扱いに関しては、特に保育団体や研究者が一元化を主張する一方で、省庁関係者からは所管の統一に対して消極的な姿勢が示されていた。

続いて、学校教育法及び児童福祉法の制定に伴い、幼保二元制度が成立された1947年後半から1948年にかけては、保育現場に近い関係者を中心に一元化実現へ向けた議論が続けられる一方で、研究者や省庁関係者らの間では制度上の元化ではなく、その内容における幼保の接近が図られていたことが明らかになった。その後1949年代になると、文部・厚生両省関係者らの間で幼保の差異が強調され、両者の離反が図られるような傾向が認められる一方で、特に実践現場関係者の間では、依然幼保関係をめぐる議論が続けられ、その関係の模索、調整が続けられていた。

最後に1950年代以降、幼保関係は現場関係者や研究者らの間で絶えず問題視され、特に保育実践者からは理想として幼保の一元化が希求されつつも、それは具体的な実現の方向へと向かうものではなく、この間の議論は現実の二元体制を踏まえたうえで、両者の相違へと着目するものが増えていった。

以上が、本研究より明らかにされた、占領期中の雑誌『幼児の教育』における幼保関係をめぐる議論の概要である。ここで特徴的なのは、省庁関係者による議論と、特に実践現場に近い関係者による議論との間にみられた、対照的な姿である。省庁関係者は、復刊直後よりその制度上の元化に対しては消極的な姿勢であり、1947年後半、一時教育内容の面において幼保を接近させる方向性を示すも、1949年になると、両者の差異を強調する傾向を推し進めていた。他方、保育現場に近い関係者らは、この間一貫して理想として幼保の一元化を希求しながらも、1950年代になると、次第に既存の二元体制を踏まえ、幼保の相違に着目しつつその関係調整を図る方向へと、自らの姿勢を変化させいった。

このように本研究では、雑誌『幼児の教育』に掲載された記事を対象に、占領期の幼保関係をめぐる議論について検討した結果、それぞれの時期、執筆者の立場によって異なる、議論の様相が明らかとなった。

なお、本研究では雑誌『幼児の教育』という一つの媒体を対象に検討を行ったため、その資料の偏りに伴う結果の偏向は避けられないと考える。また本研究では、占領期という時期に着目したにもかかわらず、当時の議論に対するアメリカ側からの影響について十分に検討することが出来なかった。こうした問題に基づき、今後はより広範な資料を対象に調査を進め、占領期における幼保関係をめぐる議論の特質や変容、さらにそこに対するアメリカからの影響について、詳細に検討していくことを課題とする。

註

¹ 既に戦前、1926年の幼稚園令及び1938年の社会事業法によって、幼稚園と託児施設はそれぞれ異なる性格の機関として法制上区別されていた。だが、1947年12月制定の児童福祉法は「わが国の法律のなかで、始めて保育所という名称を用いた法律」（植山ほか、1978：1）であり、それによって「それまであまりはっきりした法的根拠を持たなかつた保育所が、児童福祉施設のひとつとして確立された」（山下、1962：143）とされている。さらに、本田（1959）、岡田・宍戸（1975）、寺脇（1978）、小澤（1993）等の先行研究において、戦後学校教育法及び児童福

祉法の制定を以て、幼保二元体制の成立とみる立場がとられている。よって本研究においてもこれら先行研究に依拠し、日本における法的根拠を伴う幼保二元制度確立の時期を、戦後占領期とみる立場をとることとする。

² 幼保関係が戦前より問題視されてきたことについては、このほか鷲谷（1968）、寺脇（1978）、宍戸（1989）、竹内（2011）らの先行研究によっても指摘されている。なお、戦前の幼保関係をめぐる議論については、岡田（1970）、鷲谷（1978）、宍戸（1988）等に詳しい。

³ たとえば、岡田（1970）、岡田・宍戸（1975）、岡田（1980b, 1980c）、浦辺（1981）、宍戸（1989）等。

⁴ 戦後教育改革期における幼保一元化問題について、主に教育刷新委員会や省庁関係者の視点に着目して検討を行った加藤は、以下のように述べている。「制度の変更を進めるときにまず問われなければならないのは、その制度を貫く基本理念が何かという問題である。こうした視点から保育・幼児教育について考えたとき、どうしても避けて通れないのが二元化された制度の問題なのである。戦後半世紀が経過した今、日本の保育・幼児教育制度が、その歴史からいいたい何を受け継ぎ、そして何を克服させながら発展していくかなければならないのか、この点についていねいな議論が求められる。そしてそのためにも、幼稚園と保育所に二元化された日本の保育・幼児教育制度が、その出発点においていったいどのような議論と理念の下に制度化されていったのかという点を、歴史的事実として検証していく作業が必要となってくる」（1995：142-143）

⁵ この間刊行されたすべての記事が、『幼児の教育復刻刊行会編（1981）『復刻・幼児の教育：昭和・戦後編』名著刊行会、第45-50巻に収録されている。また現在、お茶の水女子大学附属図書館ホームページより、1909年の創刊以来、すべての記事が閲覧可能となっている。

⁶ 戦後日本の教育改革については「アメリカを中心とする連合国との主導的側面と日本側の自主改革的側面の複合的産物であり、共同の歴史的事業であった」（鈴木、1983：4）との指摘がなされている。これを受け幼児教育制度改革に関しても、基本的には「こうした占領構造の例外的存在ではあり得なかつたとみるべき」（加藤、1985：148）であるとして、戦後幼児教育制度改革の実相を明らかにするにあたっては、両者の関係を総合的に検討する必要性が示されている。

⁷ たとえば、坂西志保（1946）「アメリカに觀る」第45巻2号、pp.13-15、坂本彦太郎（1947）「樂園の再興」第46巻4号、pp.5-13、小林操（1950）「幼稚園保育所の新しい教師」第49巻11号、pp.2-8、水野浩志（1951）「アメリカにおけるフレーベル運動」第50巻6号、pp.30-48、小川正通（1951）「アメリカの幼児教育」第50巻9号、pp.36-43等では、アメリカにおける幼児教育へと言及されている。

⁸ 本研究では「記録」及び「官報公示連絡事項」欄掲載の記事、毎号卷末に掲載されている編集後記、講演会や大会の開催予告、歌や遊びの紹介頁については集計から除外した。

⁹ なお、この研究者の中でも特に多くみられたのは、当時『幼児の教育』の編集主幹を務めていた倉橋惣三による記事であり、その割合は研究者のうちの4割、記事全体のうち約2割を占めていた。

¹⁰ 以下、文脈に応じて適宜「幼保関係への言及がなされた記事」、「幼保関係へと言及された記事」、「幼保関係に関する記事」等の言葉を用いるが、これらは全て、ここに示したものと同様の基準によって抽出された記事である。

¹¹ 戦前から活発な活動をしていた関西連合保育会は、終戦後しばらく活動を停止していたが、1946年、再び大阪府保育会を中心として再組織された。1947年当初、同会は日本における最も有力な組織的連合保育団体であり、全日本保育連盟と共に同建議案を作成、文部省当局並びに教育刷新委員会あてに陳上した。（参考：水野、1975a）

¹² 本稿では記事の引用にあたって、原則として漢字は常用漢字に改めた。

¹³ 岡田・宍戸（1975：315）を参照。

¹⁴ 1947年6月、東京都下にあった公私立幼稚園・保育所の園長らが集まって結成された。（参考：岡田、1980a、水野、1975b）

¹⁵ 先に述べた東京都保育連合会の創立総会において、全国保育大会を開催する件が協議決定された。そして1947年11月、東京都との共同主催、文部省・厚生省後援、保育関係諸団体賛助という形で、全国大会が開催され、ここで全国保育連合会が結成された。（参考：水野、1975b、秋田、1978）

16 冒頭に示されている「第3条」とは、教育基本法第3条のことを指す。その内容は以下の通りである。「第3条（教育の機会均等）　すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならぬ。」

17 ここでの『保育指導要領』とは、『保育要領』のことを指している。なお、『保育要領』作成の経緯については、山下（1978）、坂本（1980）、村山（1975）等に詳しい。

18 ここで松崎が述べる労働婦人の第一の期待とは、「自分の生活の為の労働の足手まといとしての児童を自分の労働する時間中、あずかってくれること」（松崎、1947.12:7）である。同じく第二の期待は「そのような施設で、自分にかわって、自分の子供に適当な教養をあたえてくれること」（同上）である。

19 ただ、現実にはほとんどの保育所が施設設備及び職員組織において、客観的に幼稚園と同じ保育内容を施すことは不可能であったため、二枚看板による幼稚園と保育所の一元化は有名無実の結果にとどまったとされている。そして、この二枚看板論は1950年代に入る頃より否定され、その後厚生省からも認められなくなっていた。岡田（1980b）は、実際に幼稚園と保育所の認可を合わせ受け、二枚看板を掲げた園の様子を紹介している。（参考：岡田（1970, 1980b）、岡田・宍戸（1975）、宍戸（1989）、加藤（1995））

20 本調査の経緯とその内容の詳細については、久保（1980）を参照。

21 この間の経緯については、久保（1980）を参照。

22 児童福祉法の変遷に伴う幼保関係の変容については、岡田（1980d）に詳しい。

参考文献

- 秋田美子（1978）「全国保育連合会とその役割」植山つる・浦辺史・岡田正章編『戦後保育所の歴史』全国社会福祉協議会, pp.27-32
- 浅井幸子（2012）「保育記録の成立と変容：『婦人と子ども』を中心に」太田素子・浅井幸子編『保育と家庭教育の誕生：1890-1930』藤原書店, pp.93-143
- 浜口順子（2011）「創刊110年保育雑誌『幼児の教育』の現代的意義について」『日本保育学会第64回大会発表要旨集』p.146
- 本誌編集部（1948）「保育大会余録(2)」『幼児の教育』第47巻1号, pp.20-26
- 本誌編集部（1949）「全国師範学校附属幼稚園主事協議会」『幼児の教育』第48巻5号, pp.5-16
- 関西連合保育会・全日本保育連盟（1947）「乳幼児保育の整備拡充に関する建議」『幼児の教育』第46巻4号, pp.20-22
- 加藤繁美（1985）「米国対日教育使節団報告書における幼児教育制度改革案の形成過程」『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第32巻, pp.147-156
- 加藤繁美（1995）「戦後改革期における保育一元化問題の展開過程」鈴木英一編『教育改革と教育行政』勁草書房, pp.141-158
- 小澤文雄（1993）「保育制度に関する研究（1）：幼稚園と保育所の関係を中心として」『一宮女子短期大学』第32巻, pp.9-24
- 久保いと（1980）「保育内容における二元化」岡田正章・久保いと・坂本彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史 第1巻』フレーベル館, pp.486-516
- 倉橋惣三（1946）「幼児保護と幼児教育」『幼児の教育』第45巻3号, pp.2-5
- 倉橋惣三（1947）「学校教育法における幼稚園(1)：講習速記」『幼児の教育』第46巻5号, pp.21-31
- 倉橋惣三（1949）「保育連合の真義」『幼児の教育』第49巻8号, pp.6-7
- 倉橋惣三（1951）「全保連仙台大会の盛会を祈る」『幼児の教育』第50巻8号, p.2
- 松石治子（1950）「東京都保育連合会のカリキュラム立案に当つて」『幼児の教育』第49巻3号, pp.30-32

- 松崎芳伸（1947）「保育所と幼稚園」『幼児の教育』第46巻10号, pp.5-10
- 三木安正（1946）「保育問題の現在及び将来」『幼児の教育』第45号3巻, pp.6-9
- 水野浩志（1975a）「終戦後の保育界の姿」日本保育学会編『日本幼児保育史 第6巻』フレーベル館, pp.189-206
- 水野浩志（1975b）「全国保育連合会の発足」日本保育学会編『日本幼児保育史 第6巻』フレーベル館, pp.212-228
- 村上米子（1951）「数から見た幼児教育施設の現状」『幼児の教育』第50巻11号, pp.4-13, 51
- 村山貞雄（1975）「保育要領の刊行」日本保育学会編『日本幼児保育史 第6巻』フレーベル館, pp.240-271
- 中谷千蔵（1947）「学校教育法に幼稚園が規定せられる迄」『幼児の教育』第46巻5号, pp.8-11
- 日本幼稚園協会（1946）「会から」『幼児の教育』第45巻1号, p.32
- 小川正通（1947）「幼児皆保育のために」『幼児の教育』第46巻2号, pp.5-9
- 岡田正章（1970）『保育学講座3：日本の保育制度』フレーベル館
- 岡田正章（1980a）「幼稚園団体の発足」岡田正章・久保いと・坂本彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史 第1巻』フレーベル館, pp.86-93
- 岡田正章（1980b）「あたらしい保育を求めて」同上, pp.420-428
- 岡田正章（1980c）「二元制への出発」同上, pp.429-441
- 岡田正章（1980d）「児童福祉法の変遷と幼・保の関係」同上, pp.474-485
- 岡田正章・宍戸健夫（1975）「戦後における日本の幼児教育の制度と思想の動向」世界教育史研究会編『世界教育史大系22：幼児教育史II』講談社, pp.304-366
- 連合保育会（1947）「東京都保育連合会成る」『幼児の教育』第46巻7号, p.7
- 坂本彦太郎（1980）「保育要領の作成」岡田正章・久保いと・坂本彦太郎・宍戸健夫・鈴木政次郎・森上史朗編『戦後保育史 第1巻』フレーベル館, pp.30-43
- 宍戸健夫（1988）『日本の幼児保育：昭和保育思想史 上』青木書店
- 宍戸健夫（1989）『日本の幼児保育：昭和保育思想史 下』青木書店
- 宍戸健夫（2007）「戦後保育の出発：戦後の保育理論を歴史的に検討する」『日本保育学会第60回発表論文集』pp.120-121
- 副島ハマ（1946）「保母は何を望むか：保育協議会に於ける保母調査」『幼児の教育』第45巻2号, pp.18-21
- 副島ハマ（1949）「児童福祉法における保育所の意義」『幼児の教育』第48巻4号, pp.14-16
- 鈴木栄一（1983）『日本占領と教育改革』勁草書房
- 竹内通夫（2011）『戦後幼児教育問題史』風媒社
- 玉越三朗（1949）「法的に見た幼稚園の姿：教育機関としての幼稚園」『幼児の教育』第48巻10号, pp.6-10
- 寺脇隆夫（1978）「保育制度の現状と改革の展望：一元化へのイメージ」『季刊保育問題研究』第64巻8号, pp.14-32
- 鳥光美緒子（2003）「戦後保育・幼児教育政策の歩みを見なおす：幼保二元行政システムのもたらしたもの」森田尚人・森田伸子・今井康雄編『教育と政治：戦後教育史を読みなおす』勁草書房, pp.115-141
- 植山つる・浦辺史・岡田正章（1978）「はじめに」植山つる・浦辺史・岡田正章編『戦後保育所の歴史』全国社会福祉協議会, pp.1-3
- 浦辺史（1981）「戦後改革と保育」浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店, pp.119-165
- 鷺谷善教（1968）「幼児の生活と保育政策」国民教育研究所編『全書 国民教育 第9巻：日本の幼児』明治図書出版, pp.155-192
- 鷺谷善教（1978）「幼保一元化に関する覚書：戦前における幼保の制度論」『社会事業の諸問題：日本社会事業短期大学研究紀要』第24巻, pp.43-83
- 山下俊郎（1951）「幼児保育施設一元化問題共同研究報告」『幼児の教育』第50巻90号, pp.28-35
- 山下俊郎（1962）「日本保育学会の歴史」『保育学年報』pp.143-168
- 山下俊郎（1978）「文部省の『保育要領』刊行」植山つる・浦辺史・岡田正章編『戦後保育所の歴史』全国社会福祉協議会, pp.33-38
- 全国保育連合会（1949）「第3回全国保育大会の記」『幼児の教育』第48巻9号, pp.21-22